

☆海岸漂着ごみの回収（ボランティア）について

- ・海岸漂着物は、指定ごみ袋に入る物を回収する。（燃やすごみ・燃やさないごみ）
- ・以下にご留意のうえ実施してください。

※詳細については佐渡市HP「海岸清掃マニュアル（ボランティア用）」をご確認ください。

※必ず以下の区分に従って分別をしてください。

分別がされていない場合、佐渡市及びクリーンセンターでは引き取りません。

【燃やすごみ】

ペットボトル（内容物入りはそのまま燃やすごみ）

プラスチック類（容器、ウキなど）、「漂着ポリ」については、内容物（中身）がない物は回収可能。

流木（燃やすごみ袋に入る短い物）

【燃やさないごみ】

缶・ビンは回収する。（※スプレー缶は穴あけ処理は行わないで→「発火性危険ごみ」）
安全が確認できないものは市に連絡して下さい。

金属くず（燃やさないごみ袋に入る物）

- ・ごみ袋に入らない大きなごみは、なるべく回収しやすい場所に集めて、市役所生活環境課へ連絡してください。また、下記の物はクリーンセンターでは引き取れませんので、搬入はしないでください。

〔 漁業用資材（漁具、漁網、ロープ、ブイ等）、流木・木材類（2m以上の長いもの）
家電リサイクル対象製品、タイヤ、バッテリー、ドラム缶等 〕

【漂着ポリ】

フタが閉まっていて内容物（中身）がある場合は、フタを開けずに市に連絡して下さい。

【消火器・ガスボンベ等】

ボンベなどの圧力容器は、触れずに市に連絡して下さい。

【医療廃棄物】

注射器・注射針等の医療廃棄物は触れないようにして下さい。（感染等の危険があるため）
発見した場合は市に連絡して下さい。

【海藻】

海藻類は自然の産物であり、市では処理できませんので、回収はしないでください。
海岸の状況等を考慮しながら、場所を決めて埋却等により対応してください。

【魚網・ロープ】

概ね50センチ以内の短い物は燃やすごみ袋に入れてください。

※漂着物ではないものは回収しません。（漁港等で使用していたものは、産業廃棄物処理業者へ処分を依頼してください。）

※危険な物と思われるものは、触らないで市にご連絡下さい。

【連絡先】

佐渡市役所 生活環境課
クリーン推進係